期首（H23末）資金残高　　　　　　　1.5億円

期末（H24末）資金残高　　　　　　 1.2億円

家計に例えると・・・　◎資産　　　　　　　　　　　 838万3千円　　　　　　　　　　　　　◎負債(住宅ローンの残高)　　　　　　　　　195万2千円

　　　　　　　　　　　　公共資産(住宅・土地)　　　　 744万0千円

　　　　　　　　　　　　投資的資産(定期預金)　　　　　39万3千円 ◎純資産(支払い済みの住宅ローンなど)　　　643万1千円

　　　　　　　　　　　　流動的資産　(普通預金、現金) 55万0千円

村民一人当たりの貸借対照表

人口1,742人(平成25年3月31日現在)

期首（H23末）純資産残高　　　　111.7億円

◎当期変動高 △0.7億円

[内訳]

・純経常行政コスト　　　　　　　△17.1億円

・財源の調達　　　　　　　　　　　18.2億円

・その他　　　　　　　　　　　　 △0.8億円

期末（H24末）純資産残高　　　　112.0億円

◎純経常行政コスト　　　　　　　17.1億円

（A）－（B）

　経常行政コストから経常収益を差し引いた純粋な行政コストです。

◎経常収益（B）　　　　　　　　　0.2億円

　行政サービスの利用で村民の皆様が直接負担する施設使用料や手数料などです。

◎経常行政コスト(A)　　　　　　　17.3億円

[内訳]

・人にかかるコスト　　　　　　　　3.6億円

　職員の給与・退職手当など

・物にかかるコスト　　　　　　　　8.1億円

　物品購入、光熱水費、施設などの

修繕費・　減価償却費など

・移転支出的なコスト　　　　　　　5.1億円

　子ども手当や医療費、各種団体への

補助金、繰出金など

・その他のコス　　　　　　　　　　0.5億円

　地方債の利子など

　村の行政活動は、福祉や教育などでの人的サービスや給付サービスの提供など、資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めており、そのためのコスト（原価・費用）がいくら掛かっているのかを整理したものです。

　平成23年度の曽爾村の1年間のコスト総額は17.3億円で、村民一人当たりの平均では99万1千円になります。

行政コスト計算書

　1年間の村の現金の収入（歳入）と支出（歳出）が、どのような理由で増減しているのかを性質別に区別して整理したものです。

　曽爾村の場合、経常的収支の黒字分を大きな資産が必要となる資産整備やそのための借入金の返済に充てていることがわかります。

　財務書類４表のうち、唯一現金主義により作成しています。

純資産変動計算書

　村の純資産（正味の財産）が、平成24年度中にどのように増減したかを示します。

　平成24年度の曽爾村の純資産は、国・県補助金の増加などにより、0.3億円増加しています。

計　　　　　　　　　　　146.0億円

計　　　　　　　　　146.0億円

◎純資産　　　　　　　　　　　　　　　112.0億円

　現世代が既に負担して、支払いが済んでいる

正味の資産です。

　村の資産全体の76.0％を占めています。

◎資産　　　　　　　　　　　　　　　146.0億円

村が所有している財産の内容と金額です。

行政サービスの提供能力を表しています。

[内訳]

・公共資産　　　　　　　　　　　　　129.6億円

　道路・学校・庁舎など

・投資等　　　　　　　　　　　　　　　6.8億円

　基金・出資金など

・流動資産　　　　　　　　　　　　　　9.6億円

　現金・預金、財政調整基金、村税未収金など

　うち歳計現金　　　　　　　　　　　　1.2億円

◎当期収支　　　　　　　　　　　　△0.3億円

・経常的収支　　　　　　　　　　　　7.1億円

・公共資産整備収支　　　　　　　　△1.2億円

・投資・財務的収支　　　　　　　　△6.2億円

資金収支計算書

◎負債　　　　　　　　　　　　　　　　　34.0億円

　借入金（村債）や将来の職員の退職金など、将来世代の負担で返済していく債務です。

　「貸借対照表」とは、村民の皆様が利用する村の施設（財産）、村の所有する現金や債権、資産形成のために投資された資金などが、どのくらいあるのかを示したもので、資産・負債・純資産の３つの要素から構成されています。

　左右の合計額が等しいこと、現時点の資産と負債などの残高（＝バランス）を示していることからバランスシートとも呼ばれます。

貸 借 対 照 表

　現在の地方公共団体の会計制度は、各家庭の家計簿やおこづかい帳と同じで、年度ごとにどのような収入があり、それをどのように使ったのかといった現金の動きを中心に示されています。

しかし、この会計制度では、現金の動きはわかりやすいのですが、今までに村が整備してきた資産がどれくらいあるのか、また、その資産を築くための負債がどれくらい残っているのかといったストック情報や、行政サービスの提供にかかるコスト情報としては不十分でした。

そこで、これらの情報を補うべく、国が推奨する「新地方公会計制度」に基づき財務書類を作成しました。

【新地方公会計制度の概要】

　新地方公会計制度において、国は「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」という２つの作成方法を示して、これらのモデルを参考に、各団体の一般会計のみならず特別会計や関連団体をも連結した財務書類４表の作成及び公表するよう示されています。本村では、「総務省方式改訂モデル」を採用し、すべての資産を正確に把握するための調査及び評価作業を順次行っていきます。

※財務書類４表とは、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」の４つの種類のことです。

新地方公会計制度に基づく財務書類４表(普通会計ベース)